

議第64号

令和4年度各務原市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度各務原市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,027,215千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,207,977千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年6月7日提出

各務原市長 浅野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 国庫支出金		9,720,837	419,569	10,140,406
	2 国庫補助金	3,003,310	419,569	3,422,879
17 県支出金		4,187,340	32,966	4,220,306
	2 県補助金	1,165,250	32,966	1,198,216
20 繰入金		4,625,443	540,590	5,166,033
	1 基金繰入金	4,625,443	540,590	5,166,033
21 繰越金		999,917	374	1,000,291
	1 繰越金	999,917	374	1,000,291
22 諸収入		980,908	28,116	1,009,024
	6 雑入	432,696	28,116	460,812
23 市債		3,645,100	5,600	3,650,700
	1 市債	3,645,100	5,600	3,650,700
歳 入 合 計		54,180,762	1,027,215	55,207,977

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		5,828,509	29,679	5,858,188
	1 総務管理費	4,791,794	29,679	4,821,473
3 民生費		15,734,377	4,988	15,739,365
	3 児童福祉費	7,232,428	4,988	7,237,416
4 衛生費		4,785,053	30,200	4,815,253
	2 環境費	2,644,435	30,200	2,674,635
6 農林水産業費		403,745	563	404,308
	1 農業費	106,365	563	106,928
7 商工費		2,153,581	880,518	3,034,099
	1 商工費	2,153,581	880,518	3,034,099
9 消防費		2,015,860	5,528	2,021,388
	1 消防費	2,015,860	5,528	2,021,388
10 教育費		7,463,422	75,739	7,539,161
	2 小学校費	1,068,423	3,835	1,072,258
	3 中学校費	619,138	6,784	625,922
	4 特殊学校費	658,483	231	658,714
	7 保健体育費	1,443,012	64,889	1,507,901
歳 出 合 計		54,180,762	1,027,215	55,207,977

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
②総務費	1 総務管理費	新 庁 舎 建 設 事 業	1 2 5 , 4 4 1

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本 庁 舎 来 庁 関 連 事 業	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	1 1 , 5 0 0

第4表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
消 防 施 設 整 備 事 業	千円 55,300	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 60,900	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。